

第13回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年10月2日（木）9:00～11:00

2. 場所：デジタル庁20階庁会議室

3. 出席：

入江	直彦	株式会社日立製作所インフラ制御システム事業部シニアストラテジスト（阿部構成員代理）
安中	良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
生貝	直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田	高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷	龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
小川	尚子	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長（岩村構成員代理）
岡田	淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
穴戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽	智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野	美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会参与
森田	朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事 東京大学名誉教授

<事務局>

望月	明雄	デジタル行財政改革会議事務局長代理
蓮井	智哉	デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官
山澄	克	デジタル行財政改革会議事務局審議官
吉田	宏平	デジタル行財政改革会議事務局審議官
杉本	敬次	デジタル行財政改革会議事務局審議官
岡井	隼人	デジタル行財政改革会議事務局参事官
坪井	宏徳	デジタル行財政改革会議事務局参事官

<オブザーバー>

田邊	貴紀	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
香月	健太郎	個人情報保護委員会事務局参事官
林	美桜	デジタル庁政策・法務ユニット法務スペシャリスト
吉田	泰己	デジタル庁戦略・組織グループ企画官

坂本 光英 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長
守谷 学 経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事

「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を踏まえたデータ利活用制度の検討に向けて

3. 閉会

(資料)

- 資料 1 データ利活用制度・システムの検討に向けて
参考資料 1 データ利活用制度・システム検討会の開催について

(概要)

○森田座長 皆さん、おはようございます。お久しぶりでございます。本日は早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第13回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

まずは、事務局から本検討会の再開の経緯及び本日の会議運営について、御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

改めまして、構成員の皆様におかれましては、御多忙の中を御参集いただきまして、ありがとうございます。

本検討会を振り返りますと、6月まで「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」の策定に向けて御議論をいただきました。その結果であります基本方針では「取組を具体化するため、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す」ということが記されてございます。

今後、事務局において検討を深めてまいります。その際、構成員の皆様から御意見を伺いながら議論を進めてまいりたいと考えてございますので、森田座長とも御相談の上、改めて本検討会で御議論いただくことにさせていただきました。

次期通常国会への法案提出に向けまして、年末または年始のあるタイミングまで、月1回程度の頻度ということで御議論いただくことを想定してございます。

なお、この議論と関連性が深い個人情報保護法の改正というものについて、別途個人情報保護委員会で中心的に御議論をされていると承知してございます。本日以降のこの検討会の御議論では、基本的にデータ利活用促進のための新たな制度について中心的に御議論

をお願いしたいと考えてございます。個人情報保護法は関連をいたしますが、一応の守備範囲としてはそのようなことでよろしくをお願いしたいと思います。

本日は、事務局からこれまでの議論の振り返りを申し上げた上で、データ利活用制度の今後の検討に向けて論点を例示させていただき、その後、構成員の方々に御討議をいただければと考えてございます。

資料は席上のタブレットに格納してございますので、不具合等があればいつでもお申しつけください。

本日は、阿部構成員の代理として株式会社日立から入江様、岩村構成員の代理として日本経済団体連合会より小川様に御参加いただいております。

安中構成員、生貝構成員、依田構成員、稲谷構成員、落合構成員、穴戸構成員、巽構成員はオンラインで御参加ということで承知しております。

上野山構成員、越塚構成員が御欠席でございます。

なお、他の御予定のため、穴戸構成員は10時45分頃御退席予定とお伺いしております。

事務局からは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。

これにつきましては、まず事務局から御報告をお願いいたします。

○山澄審議官 それでは、タブレットの資料1を御覧いただければと思います。「事務局提出資料」と書いてあるものです。

1 ページ目でございますけれども、これは先ほども少し触れましたが、6月の基本方針ということから関連部分の抜粋です。やや冗長ですが、改めて関連部分を読ませいただきますと、社会的背景としまして、我が国は総人口の減少、そして、それを上回るスピードで生産年齢人口の減少に直面しており、社会や経済の活力維持が大きな課題となっております。データとAIの利活用は、限られた人的資源を補完しながら新たな価値や知の創造を促進し、生活の質の向上と個人の幸福・自由、そしてWell-Beingを実現する社会を支える基盤となると。

他方で、データ利活用の現状としては、データは「現代の石油」と例えられ重要性が指摘されてきたものの、日本では行政データを含め国際的に見ても利活用による価値創出が遅れており、その背景には、我が国特有のビジネス慣行や制度的枠組みの複雑さがあると。企業や行政の現場には依然としてアナログ業務が残り、情報システムが導入されていても「技術的負債」によって最新のデジタルツールを十分に活用できないことが多く、仮に業務がデジタル化されていてもデータは部門ごとの効率化にとどまり、他部門や他主体との共有や連携による利活用や価値創出にまで至らない現状であると。このような背景の下で構築されてきた法制度や情報システムも部門横断・主体間の連携を前提としておらず、柔軟性や基盤整備の不足がデータ利活用の広がりを制約していると、このように背景及び現状評価を取りまとめています。

その次のスライドでございます。2枚目でございますけれども、これは欧米日の比較でございますが、とりわけ最近注目されております欧州では記載のような動きがこの数年間進展しておって、2020年のデータスペース構想、それから2021年にはデータガバナンス法、2023年にデータ法と。加えまして、部門ごとの分野ごとの制度といたしましてもEHDS法等が2025年ということで、こういう全体的な制度整備が進んでおりますのと比較いたしますと、我が国ではデータの保護という側面ではEUのGDPRと並びますような個人情報保護法が整備されております一方で、データ利活用について言えば、ある種の理念、方向性を示した法律としては2016年に官民データ活用推進基本法というものはありつつも、分野横断的なものについては整備が十分なされておるわけではなく、医療など個別分野において作用法が策定されていることにとどまるということが現状でございます。EUのまねをするのがいいというわけではございませんけれども、このような動きも念頭に置く必要があると。

3 ページは説明を省略させていただきますが、これまでこのような議論の中で進めさせていただいた振り返りでございます。

4 ページ、改めまして基本方針の全体概要でございますが、上段の将来像は先ほどと重複いたしますので省略するとして、最下段の先行分野の取組につきましては、例えば医療データにつきましては内閣府医療戦略室、厚生労働省等での御検討、金融データでも関係省庁がやっておるというもので、現在あるいは近い将来、積極的に進められていくことと承知しておりますけれども、私ども内閣官房デジタル行財政事務局の立場といたしますと、特に主体的に取り組むべき宿題となっておりますのは中段のところでございます、分野横断の取組ということでございます。

この中で、右の四角囲いをしているところに例示ということでございますけれども、主な検討事項ということで、データの標準化、データ連携を円滑化するため、国が重要分野のユースケースについて標準規格を策定するですとか、データ連携の推進、その上で「データ連携プラットフォーム」制度の構築、こういうことはもちろん論点の中でもややクローズアップして取り上げさせていただいておるところでございます。それから、トラスト基盤の整備、データ蓄積・アクセスの円滑化として質の高いデータ収集の方法、あるいはユースケースについてどう考えるか、デジタル公共財の整備ということについて問題提起されております。データガバナンスにつきましては、個人情報保護法の改正を含めまして、いかに適正な取扱い確保をするべきかということが論点になっています。繰り返しになりますが、このうち個人情報につきましては、主に個人情報保護委員会における個人情報保護法の改正の文脈の中で精力的な議論がなされておるところですが、それ以外についてはむしろこの場を含めまして内閣官房で精力的にやっていかなければならない、そういう問題意識でございます。

事務局の説明のスライドとしては最後になりますが、データ利活用の推進に係る制度整備に向けた論点ということで、これのみというわけではありませんけれども、中心的に我々として想定しております論点を提示させていただいておりますが、1つ目といたしまして

「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」で示された内容をどのようにして具体化していくかということで、各分野のユースケースに即したデータの標準化を進めていくために、どのような課題があるか、具体的な方向性をどうするか、国際的な相互運用性も確保しつつ、データ連携の基盤となるトラスト基盤をどう整備・運用するか、様々なデータの利活用に当たり、データガバナンスの在り方をどう考えるか。

2つ目の固まりといたしまして、データ連携の推進の一環として制度化を検討するデータ連携プラットフォームの機能整備に向けて、どのような論点があるか。1つ目に、信頼性を確保するための制度としてどのようなものが考えられるか、国による認可、許可というやり方もありますし、別の方法もあるかもしれません。どのような目的のデータ連携を対象とするべきか、社会問題の解決、大きく言えばそういうことなのではけれども、よりブレークダウンしていくとどのようなものになるかと。安心してデータ提供を行うためにどのような仕組みが求められるか、その中にはセキュリティー、データ管理に係るガバナンス等々、扱い方については当然一定のリクエストが必要になると思いますけれども、そういうものをどう考えていくかと。

大きな3つ目の固まりとしまして、データ連携の促進やデータ提供のインセンティブ確保に向けてどのような措置が考えられるか。裏返して言えば、現在の状況においてデータ利活用を行うに当たって、何らかの法制上や実務上の課題があるのではないかと考えております。そういうものについて、それが一体何なのか、どういうものなのかということで、それに対してどのような処方箋が考えられるかと。

4つ目といたしまして、行政保有データの利活用に向けて、行政の持っているデータを有効活用していくためにどのような制度・仕組みが考えられるかということがあろうかと。

最後に、全体的にこれらの制度・仕組みに係る具体的なユースケースとしてどのようなものが考えられるかということについても、御知見のほどを承れば大変ありがたいと。

事務局からは以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御提示いただきました論点を中心にいたしまして、今後の検討に関して構成員の皆様から御意見をいただければと思います。今日は特定のというよりも、今のテーマについて御自由に御発言いただきたいと思いますので、御発言のある方は適宜、会場にいらっしゃる方はネームプレートを立てていただきたいと思いますし、またオンラインの方は挙手ボタンを押していただければと思います。早速ですが、いかがでございましょうか。

丹野構成員、どうぞ。

○丹野構成員　今の山澄審議官の御説明、大変共感しながら聞かせていただきました。

データ利活用の推進については、基本方針に示されたとおり、その方針の延長上で検討されると認識をしておりますが、特にその中でも透明性、信頼性が確保されることが利活用推進の基盤であると明記をされましたので、個人としてこれを踏まえて制度整備の具体

化が行われていくことを強く期待しております。

以前も申し上げましたが、個人は利活用において利益を受ける側であるとともに、情報を提供する、取得される側であり、現状では個人情報がどのように使われているのかわからない状況にあります。そのため、今後はデータの取得者、利用者や個人の情報がどのように使われているのかに関して、個人に分かりやすく説明、発信する説明責任を果たすことが事業者にとって必要な投資であることも基本方針に明記されましたので、信頼の醸成と透明性が欠かせないということです。今後の議論においてもこの観点は重視していただきたいと思います。

ただ、まだユースケースの具体案は示されておきませんので、ここで言われている論点についてはとても重要なものでとてもいいと思いますが、正直、あまり深く中身について承知していないところもございますので、次回から具体案をお示しいただきたいと思っています。期待をしています。

それでも1点だけ申し上げたいと思いますが、信頼性の部分の論点案の2つ目のボツの1つ目の矢羽根です。そこに信頼性を確保するための制度として、国による許可、認定等と例示をされておりまして、正直、これができたらすごいというか、大変この方向性に共感をいたしました。

現状、個人はデジタル社会の中で生きているのですけれども、不安を抱えつつ、多分大丈夫だろうと考えながら、様々なツールを選択したり、利便性を享受したりしながら、しかしトラブルもあります。そういう言わば安心を手探りで模索している状況に個人はあります。そうすると、デジタル社会は個人にとっては例えばAIを既にたくさんの方が利用していらっしゃると思いますけれども、様々な利便性をうたわれていても、その選択に関しては常に自己責任の世界にいるわけで、その状況では個人は利用しているけれども不安だという状況にあります。

そういう意味では、データ連携プラットフォームにおいて国もしくは公的な許可、認定と書いてありますけれども、そういうことが行われることになると、個人としては非常に安心感を得ることができる、信頼が担保されることにつながるのではないかと考えております。もちろん、これはそれによって得られる利便性、利益が従来よりも格段に大きいなど、個人がこれを評価できるような、そういう判断ができるようなものであることが前提になりますが、説明責任を果たされることも必要ですが、そのベースで国の許可、認可があることは、個人の信頼、安心をきちんと担保する仕組みの1つになるのではないかと考えています。

もっとよく具体を知ってから本当は総合的にコメントすべきなのでしょうけれども、今の段階の方向としてはということで申し上げたところです。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

続いて、手が挙がっていますので、会場の岡田構成員からお願いします。

○岡田構成員 岡田でございます。

今、国による許可、認定制度について少し丹野構成員からも言及があったので、それについて私からもコメントしたいと思います。

国に限らず第三者機関等も含めた許可、認定制度というものの在り方について深掘りをして検討していくということについて、私も賛成であります。なかなか制度設計は難しいところもあると思うのですが、特に具体的なニーズやユースケースがある（あるいは期待できる）ところでうまく活用できれば、十分にワークし得るのではないかと思います。

他方で、これまでもそういった認証や認定制度として、うまくいった例もあれば、必ずしもうまくいっていない例もあるのは承知をしております。実務ニーズが生まれてこないような分野もあるので、その点の精査は大事だと思います。他方で、本当に具体的なニーズがたくさん出てくるまで待っているのがよいのかと言われると、逆にこういった仕組み自体をつくっておけば、そこからニーズが増えてくるという側面もあり得ると思うので、新規の取組にチャレンジしやすいようなフレームワークについて検討していくことについては賛成でございます。

そういった法制度を深掘りして検討していくに当たっては、考慮しないといけないポイントが幾つかありまして、まず明確なメリットを事業者等が感じられるという枠組みにすることが必要であると思っていることと、認証等の取得・維持の負荷があまりにも過大でないということが使いやすさの観点からは重要になってくるのかと思います。どうしてもそういった制度のフレームワークをつくろうとする際に、あっちの要請も立ててこっちの要請も立ててみたいなことになると、結局誰にとっても使い勝手がよくないということにもなってしまいがちなので、その辺りは工夫して、目指すベクトルの大きな方向性が分かりやすいように大胆な制度設計を検討してもいいのかと思っています。

特に、既存の制度で要件が曖昧でグレーな部分について認定によってお墨つきを与えていただけたとか、あるいは規制の観点からは形式的に条文を読むとアウトになってしまう可能性が高いのだけれども、トータルで見ると実質的には様々なセーフガードが図られている、あるいは社会的にも意味があるようなプロジェクトについては実験的に認めていくとか、いずれにしてもそういった新しいデータ共有、データ開放も含めた取組を積極的に寄り添って後押ししていけるような仕組みがもし構築し得るのであれば、十分検討の余地はあるのかと思っています。

もう一点、別の話ですが、先日公表された基本方針について、分野横断的な部分も非常に網羅的に論点をカバーされている一方で、具体的な医療、金融等を含めた個別分野でかなりタイムラインも含めて踏み込んだ取組が示されたという点は非常に大きな意義を有していると思っています。医療等についても今、具体的に議論が進んでいるものと理解をしております。そういった具体的な個別分野で先行している部分もあると思うのですけれ

ども、良い面と課題の双方について、個別分野から得られた学びを分野横断的な論点の中でもうまく取り込んで、分野横断と個別分野のそれぞれがお互いにフィードバックをし合って、よりよい仕組みをつくっていくことが重要になると思います。そこから分野横断的な観点でも新しい具体的なヒントやニーズの思いつきが生まれてくるのではないかと期待しております。

私からは以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

続いて、オンラインで手を挙げていらっしゃいます依田構成員、宍戸構成員の順でお願いいたします。

どうぞ。

○依田構成員　おはようございます。京都大学の依田高典でございます。

データ利活用とAIの好循環の形成に賛同いたします。そのためには、国民が安心してデータを提供できるようなセーフティーネットの整備が望ましいと考えております。

前回検討会で述べたことではございますが、引き続き私の意見を3点申し上げます。

第1に、医療、防災、交通、教育など、公益性が高く個人への不利益が限定的な利用については、必ずしもオプトインに固執するのではなく、簡便な拒否権、ワンストップのオプトアウト方式を組み合わせる仕組みが有効ではないかと考えます。その際は、利用目的や提供範囲、保存期間を明確にし、仮名化、アクセスログの保持、第三者監査などによって実効性を確保することが望まれます。

第2に、多くの優良企業は適切に対応されると思いますが、一部には国外事業者も含めて実在性や国内窓口が不明確な事業者、悪質事業者によるデータ収集の懸念は一定程度残ります。既存の個人情報保護法や特定商取引法の枠組みを基盤としつつも、国内代理人や連絡先の届出義務、法人の実在性確保、登録更新制の強化などを検討する余地はまだあると考えます。また、重大な違反があった場合には、業務停止命令や課徴金といった措置を整備し、再発防止を高めることも有効と考えます。

第3に、統計モデルの推定スコア、スコアが信用スコア、人事評価、疾病リスクなどで本人が気づかない形で広く利用される懸念があります。こうしたスコアについては、利用目的の限定、品質評価、バイアス検証、説明可能性、異議申立ての手続を整備することが重要と考えます。不当な差別や不利益を防ぐ仕組みを整えるとともに、AIの出力の2次利用に関しても、リスクアセスメントやログ保全など、ガバナンスの充実を図ることが望まれます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○森田座長　ありがとうございます。

続きまして、宍戸構成員、どうぞ。

○宍戸構成員　東京大学の宍戸でございます。ありがとうございます。オンラインで失礼いたします。

私からもこの検討の方向性に賛同いたしますとともに、論点に即して幾つか意見を申し上げたいと思います。

1つは、1番目のポツの基本方針の具体化の2本目の矢羽根に関わりますけれども、国際的な相互運用を確保したトラスト基盤整備につきましては、繰り返しになりますが、私は個人情報保護委員会に委員として出ているわけではないのですが、私のいる委員会の委員長であります手塚先生が先般DFFT2.0という概念を国際的な場でも提起しておられます。例えばこういった考え方も踏まえながら議論をいただくといいのではないかと思います。

また、ユースケースに即してということでございますけれども、これも御案内のとおり、医療情報につきましては、基本方針の下、森田座長の下で内閣府で別途議論が進んでおりますので、その議論も見ながら、あるいはその議論もこの場にフィードバックしながらでありますけれども、他の分野のデータ連携や目的、あるいは汎用的な仕組みについて、この場で議論を深められればいいのではないかと、今、依田構成員がおっしゃったような防災等々のところを深掘りできるのではないかと考えております。これが1点目でございます。

2点目は、大きな2つ目のポツ以降に関わりますけれども、例えばデータ連携プラットフォームを整備する、制度化を検討する場合に、ある意味では一般の事業者による個人情報、それ以外の情報、あるいはそれに関する権利・制度に対する特別の取扱いを何らかの制度化していくことになるのだと思います。これは突き詰めていきますと、既存の法概念で申しますと、公益事業特権まで行き着くような気もいたしまして、そういった既存の法制や考え方のデジタル版として整理をしていくことになるのだと思いますけれども、いずれにせよそういった公益性といったものをどのように考えて具体化していくか。何パターンかあると思いますし、排他的なものではないと思いますけれども、それとガバナンスの強弱を適宜組み合わせる。その意味では、行ったり来たりするし、何パターンか用意していく、今回できるものからやっていくということでもよろしいのではないかと考えております。

例えば卑近な例で申しますと、よくデータの利活用について言われるのは、例えば研究や行政目的に直接に密接に関わることにについては非常に公益性が高い、だから特別扱いを認めていいということは直感的な感覚として人々が納得しやすいところであり、個人情報保護法上もそういった例外的な規定はあるわけです。ただ、これが進んできて、研究や狭い意味での国家的・官的な公共性を超えて、広い意味での企業さんなどによるいわゆる研究開発でありますとか、ビジネス上の利益につながってくることになると、公益性はそこまで広げていいのだろうかとか、その場合にはいろいろな規制をかけなければいけないのではないかと、そのような議論がどうしても出てきたりするわけです。

いろいろな考え方があるわけですが、そこについては、いわゆる公益性にも何パターンかある、あるいはグラデーションがあることを正面から見据えた上で、ただ、例えばこのデジタル社会で、政府が全部何でも担うことはもともと無理なのでありまして、民

間の方のインセンティブに基づいたエコシステムとして好循環ができないと、うまくデジタル社会は回っていかず、個人等についての便益も公益も生まれてこないことを見据えた上で、そういったことに取り組まれる企業さんについてガバナンスとの関係を担保することとの関係で特例を認めるといった考え方を打ち立てていくことが、当たり前だと思いますが、社会的受容を得るという意味で大事ではないかと思っております。

長くなっていて申し訳ございませんが、ポツの3番目のデータ連携の促進、データ提供のインセンティブ確保の措置についてでございます。これも個人データあるいは産業データについて、かねてIT室の時代からいろいろ議論してきて、私も関わってきましたが、結局うまくいっていないということが正直なところであるだろうと思います。この検討会におきまして、以前、自動車産業におかれまして、EUバッテリー規則への対応ということでデータ連携プラットフォームの取組が進んでおられるというお話を御紹介いただいたと思います。あのように、関係者の間にデータを出して共有するというインセンティブがもともとあるところについては、そのための障害になっていることをどんどん取り除いて仕組みを整備するということがひとまず十分であり、そのことを考えていくことになるのだろうと思います。

そうではなくて、その外側に今の段階でインセンティブがないところ、とりわけデータ提供者にとってインセンティブがないところについてどうするか、制度化における最大のポイントではないかと思えます。ドラスチックに考えれば、一定の公益性があるということで認定をされた主体が、データが欲しい、データを利活用したい、それは公益につながるということで認定を受けたということであれば、当然ながらそれについて必要なデータを持っている主体に対して、データ提供を一番極端に言えば義務づけるとか、少なくともデータ提供の協議を求めることができるようにするということが1つの考えであるだろうと思います。もちろん、これはいきなりある主体から、私は認定を受けたのでデータ提供をあなたはしてくださいとかと強制的に求められるなどということがあると、みんなびっくりする話でございますので、それを例えば行政機関のような公的な主体であるとか、特定分野についてそういった負担が正当化される主体、名宛て人を法的に明確に義務づけるとか、まず必要であるだろうと思います。

しかし、それ以上に重要なのは、データを提供していいよという例、例えば医療分野においては次世代医療基盤法など本人との関係でオプトアウトで出しているという例はあるわけですが、しかし、出しているというだけであって、そこから先、出てこない。そこはビジネスと相対ですねとか、合意でいけばいいですねということがこれまでの考え方であったと思いますけれども、実際にはデータ提供を求める側、これではデータ連携プラットフォームの側が求めて出してもらおうと思っても、データを持っているデータホルダーの側で出すための負担がすごく重い。それこそ標準に合わせるであるとか、仮名化して加工するとか、そういった技術的なことについての負担がすごく重いということが、結局のところなかなか出せない要因、出したくても出せないというところがあったのだら

うと思います。

そうであれば、先ほど協議と義務づけみたいなことも申しましたけれども、本当に実効的なのは、データホルダーに対して認定を受けた主体からデータ提供についてのお話があった場合に、それのお手伝いを誰かがすると。この場合はデータ連携プラットフォーム自身が入って行って、例えば委託を受ける形でお手伝いをした上で、加工されたデータを今度は主体的に受け取るといったことを正面から認めるであるとか、何らか政府あるいは政府関係の機関がそういった加工についてお手伝いをすることができるようになることが1つ考えられるのではないかと。そうやってこの仕組みの認定を受けるインセンティブをつくって、正の循環をつくるということを考えるべきではないかと思っています。

すみません。長くなりましたが、私からは以上でございます。ありがとうございました。

○森田座長 ありがとうございます。重要な御指摘であったと思います。

続きまして、稲谷構成員、どうぞ。

○稲谷構成員 おはようございます。京都大学の稲谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私も今、宍戸構成員がおっしゃったことと若干関係することについて幾つかコメントを申したいと思います。全体の方向性としては賛成ですということは、まず明確にさせていただければと思います。

その上でということなのですが、DFFTに関してTですね。トラストというものをどうつくっていくのが国際連携との関係でもとても重要であることはずっと言われているところだと思いますし、またそれを実現するに当たりまして、これはデータセキュリティと言われる文脈で我々が取り組んできたことではありますけれども、単純に法や運用というだけではなくて、技術的な措置も組み合わせ、制度、技術、運用の3つを上手に組み合わせることで、法執行ないし法遵守のコストを下げつつ進めていくことが非常に重要なのではないかと。これは、これまでにも申し上げてきたところですので、この辺りは反映していただくのがいいのかなと思います。

また、その際、どうやって今ある法律みたいなもの、あるいはソフトローでもいいのですが、そこでかかっている規制を技術的措置に代替していったり、あるいは技術的措置がそれを補完できるようにしたりすることで、先に申し上げたコストを下げていくのかを考えていく上では、これも前回までの議論にも、また、まとめの中にも出てきたと思いますけれども、リスクベースアプローチをきちんと適用することで、そういった法規範が何をやっているのかということ具体的に特定し、それをどういう形で技術が補ったりあるいは代替しているのかを明確にしていくことということが重要だと思います。これは、国際的な法規範の不整合を技術的措置の標準化によって解決する際にも、結局各法規範は何をやっているのかというところを、お互いにつかめないと話が進まないところもありますので、法規範を技術にどうやって落とし込むのかについての方法論みたいなところの議論とセットで進めていく必要があるかと思っています。

さらに言えば、この方法論を用いることで技術的措置の候補を特定していく際にも、可能な限り民間企業と密接に意見交換をしたりとか、あるいは、どんどんアイデアを募るような形で、実際にその枠組みを使う側から見たときにも使い勝手がいいものになるように心がけるというのは、その後に、出来上がった枠組み自体についての法遵守のコストを下げる上で、重要なポイントになるだろうというのが、1つあると思います。

次に、宍戸構成員からもかなり細かくいろいろと御議論があったのは、データ連携についてインセンティブが対立している場合の話だと思います。この点について、宍戸構成員からは幾つかのアイデアが、例えば究極的には連携の義務づけ、あるいは少なくとも協議を求めるみたいな仕組みが必要なのではないかというご提案があったかと思います。私も公益性が極めて高い領域のデータにつきましては、何らかの形で、最終的にはデータを使いたいという主体が使えるようにしていく仕組みを考えなくてはいけないと思います。

ただ、ここで非常に難しいのが、特に、そのデータを活用してある種の事業をやっている場合には、その事業自体がある種の公益性を持っている、少なくとも社会的便益を生み出しているケースもありうるわけです。公益性に関係するデータを利用して事業をやっている場合には、その私的事業から公益といって良い社会的便益が生まれていることもあるわけですね。そうすると、公益の実現、あるいは、社会的便益の最大化という観点からは、データをくれと言っている主体と現在データを持って活用している主体のどちらのほうが、公益の実現、社会的便益の実現という観点から、より良くデータを使うことができるのかについて考えなくてはいけないという問題がある。

そのときに、この問題を解決する1つの方法として理論的に言われているのは、これが厳密にこの場面に適用できるかどうかはさらに分析が必要なところはあるのですが、COSTと呼ばれる仕組みです。これは何かというと、この場面では、データを今、持っている側がデータの価格を決めて、その決められた価格に対して一定割合の税率や手数料みたいなものを公的な主体や、ひょっとすると公益データ連携プラットフォームかもしれませんが、そこが取って、それを連携に必要なシステムの整備・維持のような費用に当てていく。しかし、もし出された価格について、データをくれと言っている主体が、その価格であれば、それ以上の社会的便益を自分の方が出せると考えて、その価格をちゃんと払った場合には完全に移転というか、連携できるようにしてしまう。

そういう仕組みを入れると、社会的便益という観点から、どちらのほうがデータを上手に使えるかを自然に調整しながら、かつ、データ連携の仕組みを整えていく上で必要な資金を集めつつ、本当に連携が必要な場合には進んでいくような形、しかもデータを持って事業をやっている側のインセンティブをなるべく損なわないようにする形としてあり得るのではないかということは、理論的にはありうると思いますので、こういった考え方をもう少しリファインして制度に反映していくみたいなことも考えられてもよいのかもしれない。

長くなっていますが、今の話との関係で、行政保有データにしても同じようなこ

と言えらると思っれて、こういう使ひ方ができる、あるいはこういうビジネスモデルを考へてゐるのだというところが、使わせてくれみたいで、実証事業を募つてみるみたいな形で意見を広く集めてみて、その中で何かエコシステムにつながつていきそうなものがあれば、先ほど申し上げたような仕組みとセットで整備していきみたいなどころもあると思ひます。

最後に、具体的なユースケースということなのですけれども、モビリティみたいなもの、特にコネクテッドカーみたいなケースが結構いいケースかもしれないと思つておまして、というのは、道路に関するデータを使ひたいという話が出てくるでしょうから、官民のデータを両方とも使うというところに関係もしますし、さらに言えば、データセキュリティやデータガバナンスみたいなものがきちりした上でやらないと、安全に運行することができないという意味では経済安全保障的な側面とも関わってくる。社会課題という観点からすると、既にバスの運転手不足問題は都市部でも生じていることが先般報道でもありましたし、これと密接に関係する論点も考へることができると。さらに、データとAIとの好循環みたいなものも、当然コネクテッドカーですと自動運転システムが問題となるところがあるので、考へることができるといふことで、かなりいろいろな論点を総ざらひ的にやれるような気もしますし、申し上げたような仕組みのそれぞれを考へながら議論することができるといふ場面でもあるような気がしますので、こういった素材も1ついい素材なのかと自分なりに思つたところでは。

ばらばらと申し上げましたけれども、私からは以上となります。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、生貝構成員、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございます。

ただいまのお話にあつた中でも、特に2番目のポツのところのデータ連携プラットフォーム、私がこれまで使つてきた言葉で言えばデータ仲介者というところに関して、しっかり国や政府が関与して制度づくりをしていくことについて、非常に期待しているところでは。

実際、金融分野、医療分野をはじめとして様々な領域でのデータ仲介者、インターミディアリーが制度的な位置づけも含めて我が国の法の中でも重要性を増してきているところ、私としては専門分野柄、特にEUのデータガバナンス法のインターミディアリーズなども参考にしながら、そういった横串の、データは様々な分野を組み合わせでしっかり使ひけることが重要でございますので、そういった分野横断的なプラットフォーム、データ仲介者に関する制度的な枠組みを考へていただきたいと思ふところでございます。

そうしたときに、そのモデルというのはこれまでも少し触れてきたところではございますけれども、営利型でありますとか、非営利型でありますとか、あるいは協同組合と呼ばれるもの、ないしは事業者様の間でのデータプールの的なものを含め様々なモデルが運営形態

として非常にあるのだと思います。事業分野やデータの扱う種類もそうだと思うのですけれども、ぜひそういった多様な形態を包含可能な制度的な、それはハードローとソフトローそれぞれの組合せもあるのだと思いますけれども、考えていっていただきたい。特に、一般的にビジネス的なインセンティブとはまた異なった形での支援が必要な非営利的あるいは協同組合的な形を公的に支援していく仕組みもすごく必要かと思います。

そして、インセンティブに関しますと、このデータプラットフォームあるいは仲介者ということに関して、宍戸構成員をはじめあったところとも関わりますけれども、例えばデータの提供の協議や強制といったこともしっかり分野ごとに考えていく価値が非常にあるのだらうと思います。それはヨーロッパのところでも少しお話ししたビジネス・ツー・ビジネス、ガバメント・ツー・ビジネス、ビジネス・ツー・ガバメント、それぞれのルートをぜひ類型化しながら考えていっていただきたいということとともに、データ活用制度を考えていく上で、様々なルートがあると思うのですけれども、本人の関与を重視した、いわゆる本人、これは自然人に限らず広くデータ主体という形になると思うのですけれども、データポータビリティ的な発想は、これは既に様々な制度の中に埋め込まれつつあるところがございますけれども、我が国でも避けて通ることはできないだろうと思いますときに、そういった本人が関わる、データ主体が関わる形での仕組みもぜひ広く包含できるような枠組みを考えていっていただきたいと思います。

差し当たり、以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、落合構成員、どうぞ。

○落合構成員 どうもありがとうございます。

先ほど来、構成員方の御議論もいただいております、改めていろいろな論点があると思ひながら聞いてございました。私も数点申し上げたいと思います。

1つ目が、認定制度についてです。認定制度につきましては、前期の検討会でも議論いたしました、情報銀行のコンセプト自体は、私は悪くはなかったようにも思いますものの、そういった過去のプロジェクトの中で、認定制度をつくるというだけではなかなかうまくワークしないところがあったことは見てきたと思っております。そういう意味では、この制度を使うに当たってどのくらい準備が必要になるかという、コストと、一方でメリットになるところ、これがバランスが取れているものになっていることが必要かと思っております。

そういった観点では、岡田構成員などもおっしゃっていたような、なかなか既存の法令の中では、例えば個人情報保護法、独禁法や、場合によっては知財法もあるとは思いますが、こういったものでなかなか使いにくい場合に使っていけるようにすることがあると思います。また、宍戸構成員も御議論されていたような、一定のデータについては認定のある主体に渡したほうが、いろいろな社会的な調整や説明がしやすい場面があるように思っております。現在も例えばマイナポータルのPHRであったり、また銀行分野の銀行法もそ

うでしょうし、電気事業法の枠組みなどもあったりするということで、既に活用されている例もあるところだと思います。そういったプラットフォームを介してのデータ保有利用者にとっての特例や、データの取得に当たってもメリットがあることですか、こういったものにつながる形の仕組みになっていると、恐らくこれは利用するほうが得だと思ってもらうことは改めて大事ではないかと思しますので、そういった形ができていくといいかと思っております。

2点目といたしましては、トラストや国際的な連携というあたりも非常に重要な視点ではないかと思っております。宍戸構成員のほうでDFFTの2.0のお話もなされておりましたし、稲谷構成員などもトラストなども踏まえてそういった従前も言われていたような自動化などもお考えのところだと思いますが、そういった効率を上げてデータをつなげられるようにしていくためには、トラスト基盤自体がしっかり整備をされていることが重要です。またデータの利活用自体は個人データ以外の産業データも含めて、本検討会ではこれまでも議論してきたところだと思いますが、海外とのやり取りとDFFTのような枠組みも踏まえて行っていく中では、どういう形のアーキテクチャーを国内として取れるか、国際的にもそれは議論として適切に日本から打ち出せるのか、もしくは海外に合わせていけるのかを念頭に置きながら整備していくことは、基礎的な作業として非常に重要だと思います。こういった全ての分野を見ている会議体であるからこそ、それと関連してトラストの議論を含んでいるからこそ、適切なトラストのフレームワークにつながる議論ができるのではないかと思いますので、そういった点はぜひしっかり行っていただきたいと思います。

その際には、最終的な絵姿としては、以前少しありましたような、例えばUPI的なものや、デジタル化をして自動処理をできるようにしていくことにつながっていくようなトラストのフレームワークにどのようなものがあるのかが重要です。金融分野などでオープンバンキングなどでもそういったことを志向した議論もされていたと思いますが、それも参考にしながら、トラストの基盤を少し検討していただければと思っております。

第3点としましては、標準をどう整備していくのかが改めて重要ではないかと思っております。トラストがより基礎的なものであって、その上の個別分野などの場合にも標準化、データの連携の仕組み、API自体もあるでしょうし、データのフォーマットであったり、データの内容自体の標準化、こういったものが我が国ではあまり得意ではなかったところがあると思います。そういった標準化の権限をしっかりと確保した上で、ただ、これは一律に決めるものではないので、後のインセンティブの点にもつながってくると思いますが、しっかり個別分野の状況を踏まえた上で利害調整ができるような形で、一方、今までよりは強い権限を国の側で持って標準の整備を進めていくことが重要ではないかと思っております。

また、第4点としまして、インセンティブや義務づけ、または分野ごとの議論があるかと思っております。これについては1つ見ておかないといけないのは、欧州のデータ法などでもかなり日本企業も含めて苦勞されている中で、単純に義務づけだけをつくってしま

うと回避的な動きにつながってくる場合もあるように思っております。これは分野ごとに調整をしていかないと、産業分野などはさらに産業というだけではなくて、業界ごとになってしまうかもしれませんが、こういったところを丁寧に見ていかないといけないと思います。そこに公益性があるというか、いろいろな人が共通で使えないといけない、ということも1つの理由になるでしょうし、補助金があったり、資金提供があったり、そのほかのメリットがあったり、そういったものを少しひもとして、本当にどういうところにインセンティブがあるのかは、ぜひ分野ごとにしっかり議論が進められていくといいかと思っております。

そういった観点では、過去のこの検討会で行われていた議論をしっかりフォローアップしていくこともまず大事であろうと思っております。医療についても宍戸構成員も先ほどおっしゃっていましたが、この検討会でも議論していき、また規制改革推進会議などとも連携していただくことも重要でしょうし、金融についても先般クレジットカードなどについて一定議論を進めましたが、証券や保険などについてもなかなか進んでいない側面もあるかと思しますので、そういった全般的な部分も見えていかないといけないということだと思います。また、稲谷構成員がおっしゃっていたモビリティの点も、これも議論を一部行ったものだとは思いますが、地域社会での生活上の課題という意味では、医療と並んで移動の困難が大きいと思いますので、社会的にも有用性が非常に高い分野でもあると思います。稲谷構成員がおっしゃっていたレベルのバスやタクシー、鉄道などの今のデータのレベルの話と、将来的な自動運転などにつながるようなデータ整備の話と両方あるかと思いますが、こういったところも議論していけるといいのではないかと思います。

それぞれ時間をかけてしっかり継続的にフォローアップをしていくことが、分野別の協議では何より大事だと思いますので、せっかく前期に着手したものはさらに深めていただくといいのではないかと、コメントということにもなります。

私のほうは以上です。どうもありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

続きまして、巽構成員、お願いいたします。

○巽構成員　東京大学の巽でございます。

専門柄、もう少し話が具体的にならないとあまり貢献できないのですが、これまで他の構成員がおっしゃっていたこととの関係で若干コメントがございます。

まず、宍戸構成員がおっしゃっていましたが、データを出すことができるという形で法制上措置するということだと、データを出す側がコストに鑑みてなかなか出してくれないことがあると。このこと自体はこの会議でもたびたび話題になっていたと思いますが、とくに行政データに関しては、公共性の高いデータは出すことを義務づける仕組みが法制上必要となると思います。仮にそういうものを検討するのであれば、たとえば情報公開の仕組みがありますし、今回のスコープに関わるものとしては、国家戦略特

区の関係でデータを出すことを義務づける仕組みも存在していますので、こういったものの応用可能性を考えていくのも1つの筋なのかなと思っております。

もう一つは、データの提供を義務づけるにせよ、任意で出してもらい、出してもよいという形で措置するにせよ、行政の場合は本来負っている行政事務に人手、資金をつぎ込むことが本来的な在り方ですので、なかなかそれだけだとうまく回らないことが予想されます。現状、行政機関等匿名加工情報という仕組みが存在しているのですが、これがかうまくワークしていないのは、これを使いやすくしようという余力が行政機関の側にないというのも大きいのではないかと思います。そうしますと、オープンデータも込みで行政機関の任務であるということを正面から法制上位置づけて、人手もお金もそこにつけることがどうしても必要なのではないかなと思っております。

その上で、稲谷構成員や生貝構成員がおっしゃっていたことに関連して、行政データに関してもデータの利活用を仲介する主体を活用することが必要なであろうと思います。行政機関等匿名加工情報の仕組みは、各行政機関が個人情報ファイル簿に提案募集ができますということを書いて、それを見た提案者が提案をしてきて、そこから話がスタートするのですが、どういうデータがどこにあって、それをどう使えばどういうビジネスができるか、そこを整理してやり取りを仲介する存在がいればもう少し先に進むかもしれない。その辺りは、今回事務局資料にありましたプラットフォームという仕組みまで行かずとも、その1段階前の段階で何かできるかもしれないと思っております。

この間、私に関わったもので重要な仕組みだと思いましたが、法務省所管で民事判決情報データベース化検討会というものが開催されまして、本年「民事裁判情報の活用の促進に関する法律」というものが成立しております。そこでは、各裁判所が書いた判決文を、これから法務省が指定する予定の非営利法人に渡しまして、その法人がデータベース化して、仮名加工等も行なって、必要がある人に有償で提供していく仕組みが措置されております。これは、先ほど私が申し上げた仲介の仕組みとして、この検討会のスコープにも関わるものではないかなと思っております。

あと1点だけコメントとしましては、これもこの会議で話題にしましたが、学術研究のために行政データを活用したいというニーズは相変わらず強く存在しております。これに関しては、今私が申し上げたような一般的な行政データの利活用の仕組みだけでは恐らく足りません。学術目的で活用したいデータに関しては、個別法で特別にプロテクトがかかっていることも多く、代表例としては、折しも今、進んでおりますけれども、国勢調査の調査票に関する統計法の規定ですとか、国税、地方税のデータに関する国税通則法や地方税法の規定があります。行政データの流通・利活用を本格的に考えていく場合は、そういう個別法もセットで議論していくことが必要だろうと思っております。この辺りのことは会議でも申し上げておりましたが、もう一度繰り返し申し上げるということでございます。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、会場で手が挙がっておりますけれども、小川構成員代理、入江構成員代理、その後で安中構成員にお願いいたします。

○小川構成員代理 ありがとうございます。岩村の代理で出席しております経団連の小川でございます。

大きく4点に分けて申し上げたいと思います。

1つ目ですが、1つ目のポツのトラスト基盤につきましては、落合構成員から御指摘がありましたとおり、経団連としても2次にわたりましてデータスペースの提言を出した中で、その重要性を再三指摘させていただいております。そして、この提言に基づきまして、今年の6月に官民で「デジタルエコシステム官民協議会」というものを立ち上げまして、データスペースの確立に向けて、官民の関係団体・関係省庁で具体的な議論を進めているところです。今週も会議を開いたのですが、トラスト基盤の整備、ユースケースの発掘、国際相互運用性の確立、国際標準等々、幾つか並行して活動を考えている中で、これらは独立して進めるべきではなくて、相互に非常に連関していることということを非常に実感しております。

トラスト基盤につきましても、机上の空論で整備をするということではなくて、ユースケースの中で、この部分がまだトラスト基盤の整備が足りないとか、この部分は既存のものが使えるとか、そういうことを検証していくべきですし、またEUをはじめ国際的にどのようにすれば相互運用性が図れるかをよく議論する中で、日本の中にもし足りない部分があるのであれば、その部分のトラスト基盤の整備を急ぐといったように、ユースケースの発掘や国際相互運用性といったところとよく連携しながら、実際に使えて、実際に必要なものを整備するべきと考えております。

2点目ですが、皆様から御意見をいただきましたデータ連携プラットフォームのところでございます。岡田構成員から御指摘がありましたとおり、現状では、先ほど事務局から御指摘いただいた、なかなかデータ活用が産業界でも進んでいないという点はそのとおりなのですが、私が企業の方から実際に聞く中で、多くの場合、このデータを使って大丈夫かどうか分からないということが非常に多くあります。そうすると、企業はコンプライアンスの観点から様々なスクリーニングがかかりますので、事業化に至るまでの間に少しでも心配があるのであればやめておこうと安全サイドの判断がなされて、お蔵入りをしてしまうことが多いと伺っています。例えば国が許可や認定をしてくださる仕組みがあれば、そういったグレーゾーンで足踏みをしているところを一步背中を押して前に進める、安心して企業が新しいデータ利活用に踏み切れるという意味では、呼び水としては有用になる可能性があるのではないかと考えております。

ただし、岡田構成員から御指摘がありましたけれども、これまでの様々な認可制度においても、負荷が過大になると使いにくいことがありましたので、気をつけるべきだと思います。また、これも宍戸構成員から御指摘がありましたけれども、よくこういうときに公

益性と言われますと、極端な場合、営利企業は駄目であったり、利益を生み出すものは駄目といったように取られますと、民間企業としては使い勝手が悪いものになります。利益を上げるということを排除すべきではないと考えております。データを利活用して価値を生み出すときに、それはマネタイズしてこそ持続的に価値提供が可能になると思っております。これまであまたデータ利活用の実証実験が全国で行われてきていますけれども、大抵の場合、実証実験が終わると事業化されずに終わってしまっています。多くの場合、その理由としては、データは技術的に使えたけれども、マネタイズしなかったのが、企業として事業活動として継続することができなかったということがございます。私のデータを使ってもうけるとはけしからんということではなくて、価値を生み出すにはコストもかかりますし、事業として続けていくためにはマネタイズする必要があるというところは、この制度をつくる上で根底に置くべきではないかと思っております。

関連しまして、インセンティブについて皆様から御議論がございましたけれども、私は落合構成員からございました過去のケースに基づいて慎重に検討すべきという御意見に賛成でございます。確かにインセンティブがないと、例えば今、次世代医療基盤法でも医療機関からデータがなかなか出てこない状況です。こちらはデータ提供が無償でございますので、ただでさえ非常に忙しくて、また経営も厳しい医療機関が無償でデータを提供するインセンティブは、なかなか働かないと思います。こういったところに対して、先ほど論点にあったようなコストプラスアルファで報いるといった工夫は必要だと思います。それは行政データについても同じだろうと思います。ただ、民間企業のデータは行政データとはまた別に考える必要があると思います。データが出せることが法律で決まっているだけでは出てこないというのはそのとおりだと思いますけれども、では、コストが回収できれば出すかという、そこはまたデータを出すか出さないか、そこを使うか使わないかというのは、これは極めて高度な経営戦略だと思いますので、あまり軽々に義務づけということを広範囲に考えるべきではないと思います。丁寧な議論を望みたいと思います。

最後に、長くなって恐縮ですが、皆様から先ほど医療の2次利用に関する検討が別途進んでいるという、そことの相互のフィードバックが必要だという御意見がございまして、そのとおりかと思います。ただ、気になっておりますのが、今回のデータ連携プラットフォーム、1つの呼び水としてこういった試みはあり得ると思いますけれども、これが進むことをもって逆に医療の2次利用に関する新しい法制度整備は必要ないという議論にはならないように、それはそれぞれ事業目的や制度の仕組みも全然違ってくると思いますので、あくまでも様々な利用の仕組みが並行して検討されて実現していくことが、データ利活用全体の推進に必要なと思いますので、相互にフィードバックは必要だと思いますけれども、何か他の検討を止めることの理由に使われないようにということは望みたいと思います。

以上でございます。

○森田座長　ありがとうございます。

それでは、入江代理、お願いします。

○入江構成員代理 日立製作所、阿部の代理で来ております入江と申します。よろしくお願いいたします。

私から大きく3点コメントさせていただきたいと思います。特に産業分野のデータという観点でコメントさせてください。

まず、企業データ、いろいろな企業さんがいらっしゃいますけれども、特に私が所属していますのは大みか事業所という本当に工場です、その工場の中にいる立場からしてデータを本当に出せるかどうかというのはかなり敷居が高いというのは、皆様のおっしゃっているところでございます。ですから、こういったところをどうやって本当に解決するか。本当にデータを出すためのコストは企業からすると極めて高い。それをどう解決するかという中で、先ほどもありましたインセンティブ、あるいは技術的な支援、あるいは政府からの様々な支援、特に中小企業からすると、自分たちだけではどうにもならないようなところをどうやって支援していくかみたいなところの仕組み、仕掛けは要るのかと思ってございます。それが1点です。

もう一つ、これを何に使うかというところは、企業からしますと、1つ社会課題にどう向き合うかというのは、これは弊社もそうですし、様々な企業さんも取り組まれているところで、そういう意味では例えば脱炭素社会ですとか、循環社会ですとか、そういったところはあるのですけれども、今でも実際に起きているデータ連携のトリガーとなっていますのは、どちらかというと規制なのですね。特に欧州のバッテリーパスポート、あるいは今後はデジタルプロダクトパスポート、CBAMみたいな、そういった本当に環境を社会課題と捉えて、それを今度は規制に転化して、その規制をどう守るかというところでデータ利活用が今、進められている中で、日本として、今はどちらかというと欧州の規制にどう対応するかを念頭にデータ連携の基盤がウラノス中心になされていますけれども、これをどのように我々は捉えて、日本として規制を全部かけるのではなくて、社会課題に本当にどう向き合ってユースケースを考えていくかというところは、本当に産業界としても取り組まなければならないと思っていますし、こういった場でも御議論させていただければと思っています。

特に産業界から申し上げますと、どちらかというと規制対応というのはコストがかかるというマイナスをいかにゼロに抑えるかといった視点なのですけれども、データ利活用することで今度はゼロからプラスになる、いろいろなイノベーションが起きる、そういったところも含めてユースケースは考えていきたいと思っていますし、ある程度規制によってデータ利活用の輪が広がることで、その輪を今度は利用してイノベーションにつなげるといった循環が回るといいと思っています。これが2点目です。

3つ目が、最終的にデータは例えば医療は医療、交通は交通ではなくて、様々な分野でのデータの連携が今後求められるのだと思ってございます。弊社、日立製作所は日立市と連携して地域共創、地域創生に取り組みましようという取組をしています。その中では、先ほど来出ていますような医療データもありますし、モビリティデータもありますし、

地域としての脱炭素を目指そうという意味ではグリッドのデータですとか、そういった様々なデータを連携させて地域創生みたいな課題解決をしていく必要があると。ですから、データの標準化やデータの連携プラットフォームについても各分野でというよりは、いろいろな分野を巻き取ったプラットフォームの在り方もぜひ考えられないかと思っています。

そのときに、先ほど小川様からもありましたように、事業者としてのマネタイズ、お金が回ることと、それからいわゆる公共性ですね。先ほど来、データの利活用のためには公益性が重要である、公共性が重要であるというのはそのとおりで、プラス住民の利便性、この3つ、実は本来は下手をすると相反するものをいかにデータをうまく活用することで、みんながうまくやろうねとなって前に進める。例えば事業者さんがこれだったらマネタイズできるね、住民はそれに協力するね、これによって公共性が確保されるねみたいな、例えばモビリティディバイドだってそういったことになると思っていますけれども、そういったことをやるようなことを、ぜひこういったデータ連携プラットフォームの在り方みたいなところで議論させていただけたらと思っていますし、そのためにも具体的なユースケースをベースに考えられたらと思っています。

入江からは以上になります。

○森田座長 ありがとうございます。

お待たせしました。安中構成員、どうぞ。

○安中構成員 製薬協の安中でございます。ありがとうございます。

改めまして、素晴らしい基本方針をお取りまとめいただいたこと、さらにはそれを基に内閣府健康・医療戦略推進事務局さんの下に医療等情報の利活用の推進に関する検討会を速やかに立ち上げていただきまして、ありがとうございます。大変ありがたいことに私どもも構成員として参加させていただいて、医療分野について細かい議論がされているところで大変心強く思っております。

そういった中で、こちらの検討会に私どもから何を申し上げていいのかということについては、まだ私どもも頭が十分に整理できていないわけでございますけれども、せっかくですので3点ほど述べさせていただきたいと思います。

1点目は、先ほどの経団連さん、小川代理人の御発言については、いずれもそのとおりだと私どもも思っております。それについてまずお伝えしたいと思います。

2点目が、IDの件でございます。データ連携を、特に様々なセクターの分野横断的なデータ連携を実現するためには、IDをどうしていくのが非常に大事な論点だと思います。そちらは健康・医療戦略推進事務局さんによる検討もこれから進んでいきますけれども、セクターを越えるとなるとデジタル行財政改革会議事務局さんの調整能力が非常に大事になってくると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

最後に、3点目でございます。法制上の課題につきましては、もちろん特別法あるいは個人情報法の改正をどうするのかといったことについては非常に重要な論点だと思いますが、特に医療分野におきましては、これは以前、神は細部に宿ると申し上げましたけれども、

倫理指針をいかにシンプルにして分かりやすく、先ほどグレーゾーンという単語もありましたが、判断に迷うことなく利活用できるような形にさせていただくことが大事だと思います。少なくとも資料2の参加者リストを見ますと、倫理指針を検討している3省の事務局さんは入っていらっしやらないようです。この資料1にもあるとおり、幸福やWell-Beingを実現するためにいかにデータを使っていこうというこの基本方針について、しっかり3省の合同事務局さんに内閣官房さんからインプットいただいて、議論をアラインするような形で調整していただくと強く期待いたします。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

皆さん、1回は御発言いただいたかと思いますが、さらに重ねて既に出ました御意見についてのコメントでも反論でも構いませんが、御意見はございませんか。

では、事務局から。

○山澄審議官 今回、初回のこの議論というだけではなくて、今後数回を通してなのですけども、各構成員からインセンティブの話を含めまして、いろいろありがとうございます。

全てそしゃくをしてこれからの事務局の検討の基礎としたいと思いますが、その中で皆様が例外なくおっしゃったと思うのですけれども、分野ごとですとか、ユースケースごとのインセンティブにつきましても検討が必要だということで、事務局も全く同じ感想を持っておりまして、要するに、申し上げたいのは、ユースケースは具体的にどういうものがあってということをイメージしていくのが大事だと思っております。

事務局でもそういう世の中にいろいろある萌芽をいろいろ勉強、研究しているところなのですけれども、構成員の方々、経済界からも御出席をいただいておりますけれども、そういうある種の現場的に今は何が起こっていて、何で困っているか、どういう法律があるのか、あるいはどういう規制に困っているか、あるいは規制ではなくてどういうコストがどうで困っているかとか、そういう点は今回というより次回以降を含めて御紹介いただくと、大変議論がかみ合ったほうに進んでいくのではないかと思います。事務局も汗をかくようにいたしますが、ぜひよろしく願いしたいと思います。

もし何かこの時点で御紹介というか、少し口火を切っていただくことがあればと思いますが、いかがでしょうか。

○森田座長 ありましたらお願いします。確かにユースケースとおっしゃった方はかなりいるのですけれども、具体的にユースケースとしてどういうものを考えていらっしやるのか、それがもうちょっと具体的に出てきませんと、この議論はそこから先に進みにくいかなと思います。何となくユースケースが分からないからできないというニュアンスで。

○山澄審議官 そういうことではないのですけれども。

○森田座長 ですから、そのように受け止められると困りますので、できるだけ具体的にその辺について御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

入江構成員代理、どうぞ。

○入江構成員代理 若干産業寄りなユースケースになりますけれども、1つ先ほど来出ていますようないわゆる欧州のエコデザイン規則に関わるようなところでどう企業間のデータ連携を図るかが、今、進んでいるところです。そのまだ手前に、今度は化学物質の規制が本当に過去ずっとやられているような話を、どうまたこれもデジタルでうまくコスト削減するかみたいな話があって、物にまつわる規制に対するデータの連携がまさに進んでいるということが1つのユースケースになろうかと思います。我々のターゲットとしては、最終的には欧州のデジタルプロダクトパスポートにどうやって対応していかなくてはいけないかということは、念頭に置いているところです。

さらにこれを進めると、今度、循環社会の形成みたいな話になります。これはサプライチェーン、いわゆる部品をつくって、それを組み立てて、お客様に届けるだけではなくて、そこからどう使われて、どうリユースされて、どうリサイクルされて、最終的には廃棄に至るまでのいわゆる動脈だけではなくて静脈側のデータも全部集めたところで、物をいかに効率よく回していくか。これも若干規制はあるのですけれども、プラス国内としては支援が少ない中でどうやってこれをうまく回していくかは産業界でも非常に重要なテーマだと思っていますし、今、全然動脈と静脈のデータ連携ができていない中でこれをどう利活用していくかは今後数年の中で議論されていく、あるいは実装も始まっていくのかと思っています。そのときに、この場ですと企業のデータだけではなくて、どう利用されているかということにつきまして、個人的な情報も入ってきます。この辺りは非常に考える上では難しいと正直思っているところですので、そういったユースケースをどう考えていくかはぜひ念頭に置いて議論させていただければと思っています。

もう一つ、産業界からいきますと、どんどん人手が減ります。あるいは国内ですとグリーン電力はまだまだ少なくて、グリーン電力をどうやってうまく流通するかですとか、要するに企業が必要とするリソースがどんどん逼迫していく中で、それをうまく融通し合うみたいな、そういったところのデータ連携ができないかというのは、私が今、所属していますRRI、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会でもそういうユースケースが出ていましたし、そういう企業活動におけるリソースの配分、これが最終的には例えば災害みたいなところでも実はワークするのではなかろうかみたいなところは考えておりまして、そういったユースケースも考えられます。

最後に、先ほど申し上げましたように地方創生はぜひ考えたいと思っていまして、我々が取り組んでいますのは、今、日立市と連携していますけれども、どんどんバスの本数が少なくなりますと。日立市は山側に大きな団地があって、高齢化がどんどん進むと、彼らが今、自動車で動いているのが、免許を返納した場合にどうやって動くのだろうみたいな、そういう本当にここ10年、20年がかなり課題になるだろうということを、率先してどうやって取り組むかみたいなことを市とも議論しています。

そういったところで、どこにどういった人が住んでいて、どう移動されていて、そこに

まつわるような今度は経済活動ですね。例えばお店ですとか、医療だとか、そういったところがどうまつわるかを、今、まさにデータをいろいろなところからかき集めてモデル化してみたいなところにトライしているのですけれども、そういう地域視点で本当に地域がちゃんとサステインする、持続可能になるためにどういうデータが必要で、それを事業者さんと市、公共団体と住民の方々とでシェアすることで、よりよいまちをつくってほしいなところがないかというのは考えているところです。

以上です。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、事務局。

○山澄審議官 今回これだけでというわけでもないので、また次回以降も含めまして、いろいろと御知見を賜れればと思います。

座長からいかがでしょうか。

○森田座長 御指名ですので、私の感想といいますか、コメントさせていただきますと、今日の御意見を伺っていても、インセンティブの話もございましたし、また公益性ということもございましたけれども、そもそもデータ利用することによって誰のためにといいますか、誰がその利益を受けるのかは重要であると思っています。公益性と個人の利益といましようか、公益性と企業の利益というのも場合によっては相反するところがあるかと思ひます。そのところをどういう意味でどういう利益になるのかをどのようにきちんと理解して説明していくかは、ユースケースでは重要かと思ひております。

私自身が関心を持っております医療に関して言いますと、医療の場合にはまさに個人のデータが自分の健康管理や治療に直接大変役に立つということで、その意味でいうと、本来ならばもっと提供してもらってもいいのではないかと、そのインセンティブがかなりあると思ひます。したがって、医療の場合には御自身の治療のために御自身のデータを使うこと自体はそれほど抵抗がないのかと思ひますけれども、2次利用することに関して言いますと、そこでいろいろな意味で直接御本人に利益が帰属しないので、もう一段努力が必要だということになります。そのデータの機微性にもよりますけれども、あるのだと思ひます。

同じようなことは民間企業の利益になるということがどうなのか、それは特定の企業が特定の利益を上げるために公的なデータを使うと受け止められると、これはなかなか提供のインセンティブが出てこないかと思ひますけれども、企業活動がどういう意味で公益性に結びついていくのか。そういう形で全体のエコシステムといいますか、そのメカニズムが分かってくると、また少し理解が変わってくると思ひます。

その代わり、企業は当然ですけれども、公益性に資する活動をしている以上、それが企業としての活動で利益を生むのはあり得ると思ひますけれども、その場合には当然ですけれども、企業サイドとしても公益のためにデータの提供をするということを理解していただくことが重要かと思ひていまして、ユースケースという場合、誰が具体的にどういう利

益を受けるのか、そこで公益性をどのように判断をしていくのか、その辺りの理解の仕方について、これは法律をつくるときの基本的なコンセプトになるかと思いますが、ストーリーを事務局に考えていただければということが私の感想です。

ほかにいかがでしょうか。

宍戸構成員は途中で退席されるということですが、この際ですので、御発言を。

○宍戸構成員 私、特にございません。非常にいいディスカッションになっていると思います。

1点だけ申し上げますと、私は必ずデータホルダー、とりわけ民間のデータホルダーに強制的にデータを提供させる義務を負わせるような制度をつくれという趣旨ではございませんで、1つの極にそれがあるだろうと。非常に公益的なデータ利用の場合に、そういうことを義務づけできる相手がいるのかいないのかとか、どういう場合だったら義務づけられるのかといったことを考える。行政機関であるとか、公的な主体といったところになるのだろうという気はいたしますけれども、まず一番限界としてはそれを考えなくてはいけないだろうということを申し上げた趣旨でございます。

強制を必ずありきで考えるべきだということではなくて、むしろ先ほど私も申し上げ、多くの方もおっしゃったと思いますけれども、データホルダーの方がなぜ出せなかったのかを踏まえて、出せるような仕組みをつくると。もちろん競争上の配慮、あるいはよく最近データ主権という言い方をして、あまり適切な言い方ではないと思いますけれども、データホルダーあるいはデータに関わる主体のコントローラビリティを確保すること自体を基盤の中に実装することによって、むしろちゃんと出しやすくなるし、出すべきものではないと判断したものについては出さないということが可能になる。そういったことがこのデータ連携プラットフォームの構築の中で期待されてくるということかと思っております。

蛇足ですが、私からは以上でございます。ありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

落合構成員から手が挙がっているようですが、どうぞ。

○落合構成員 どうもありがとうございます。

私も議論をお伺いしていて気づいたところが幾つかございまして、1つが、宍戸構成員がおっしゃっていた義務づけもあります。そのほかの議論の中でもありましたが、例えば法規制を遵守するときにデータ連携をしていくことが義務づけをされたりする例自体はあるように思っておりました。1つの場合としては義務づけをすることが必要な場合自体は、個別のケースを分析していった上で、あり得るところと思っております。

また、もう一点は、主体の側の議論になりますが、データ利用をされるような個人であったり、また法人、中小企業なども含めて考えていったときに、そういった方々がデータを使えるようにすることが各社会の構成員のそれぞれのデジタル社会でのデジタル技術であったり、AIの利用可能性を高めるという意味で、そのために必要な例えばデータへのアクセスについては価値があるのではないかといった観点などは、1つ整理をできていくと

いいかと思っております。

消費者委員会などでも議論がされていて、個人の点については議論があるようではございますが、生貝構成員のほうがより詳しいかもしれませんが、欧州などではクラウドのスウィッチングというのは別に個人だけではなくて、法人も含めて考えて議論がされていると思います。そういった個人や中小企業の方なども含めてしっかり便益を得られるような形になることを目指すという、そういった共通の柱になるような価値観みたいなものも確認していけるといいかとは思いました。

私のほうは以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

入江代理。

○入江構成員代理 入江です。度々すみません。

1点だけ別視点でコメントさせていただきますと、データのガバナンスに関する視点です。データを出す側の話だけではなくて、データを今度は集めて利活用する側を、自らのガバナンスをどうするかというのもあるのでしょうかけれども、外から見てガバナンスをこうしていますということの担保は極めて重要なのだろうと。

例えば、我々は企業で個人情報をちゃんと保護していますということで、Pマークを取る。そのためにいろいろな内部監査もありますし、外からの監査もあります。ほかにも例えば品質でしたらISO9000ですとか、環境でしたらISO14000ですとか、そういう企業活動において様々な監査を受けることで我々自身の活動の信頼性というか正当性を外に対してお示ししていると。

同様に、このデータ連携プラットフォームは、今度はデータを集めて、これまではどちらかというと保護していますというだけの監査でよかったものを、どうこれを利活用していますか、でも逸脱していませんねというところのガバナンスの第三者的チェックと。監査というとかかなり重くなるかもしれないですけども、第三者的なチェックをどうしていくかということも1つの制度として必要なのかと考えておりまして、この辺り、今はどう議論がなされているか、申し訳ないですけども、私は理解しておりませんので、こういった視点も付け加えさせていただければと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございました。

今の論点といいますのは、宍戸構成員と生貝構成員から仲介者であるとか、お手伝いをする方という言い方をされましたけれども、そうした役割を果たす機関と、それが公的なものかどうかは別として、それがどういう形でのガバナンスを、自身もそうですし、外部からもそうですけれども、うまく利かせるのかという論点になろうかと思います。そういう理解でよろしゅうございますか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

特になければ、無理に時間を費やす必要もございませんので、予定より30分早いのですが、本日はこれくらいで終了ということにさせていただければと思いますが、御発言はさらにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、再開の1回目になりますけれども、何となく卒業したと思ったら単位が足りなかった印象を受けるという感じですが、それはともかくといたしまして、それでは、本日はこれくらいにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から。

○山澄審議官 次回の日程につきましては、座長と御相談の上、改めて御案内させていただきます。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の「データ利活用制度・システム検討会」は終了いたします。

御出席いただき、ありがとうございました。